平成26年 第7回

仙北市農業委員会総会議事録

平成26年5月9日(金)開催

仙北市農業委員会

平成26年 第7回仙北市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成26年5月9日(金)午前9時00分
- 2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室
- 3. 出席委員 (24人)

	1 같	番	藤	村	紀	章		2	番	佐	藤		和
	3 같	番	野	中	秀	人		4	番	三	浦		猛
	5 衤	番	糸	井		淳		6	番	倉	橋	重	基
	7 衤	番	新	山	昌	樹		8	番	大	山	久	雄
	9 같	番	鈴	木	八寿	男	1	О	番	藤	Ш		栄
1	1 衤	番	黒	沢	龍	巳	1	2	番	青	柳	良	成
1	3 章	番	真	崎	純	孝	1	4	番	高	橋	政	敏
1	5 같	番	門	脇	博	美	1	7	番	石 郷	岡	勇	
1	8 律	番	千	葉	惣	永	1	9	番	佐	藤	善	栄
2	1 같	番	田	村	博	美	2	2	番	Щ	本		實
2	3 衤	番	佐	藤	孝	典	2	5	番	辻			均
2	6 3		沢	Ш	絋	_	2	7	悉	ZZ	Ш	正	幸

4. 欠席委員 (3人)

1 6 番 山 手 善 美 2 0 番 藤 原 由 悦 2 4 番 藤 村 隆 清

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第 2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第 4 会務諸報告

第 5

- 1. 報 告
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2)農地の転用事実に関する回答書について
- 2.議事
- (1) 議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第20号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第21号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第22号

下限面積の設定について

(5) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

局 長藤村一栄 参 事伊藤一彦

補 佐門脇益美 主 事髙橋直人

7. 書記

補 佐 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

18番 千 葉 惣 永 19番 佐 藤 善 栄

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成26年第7回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

みなさまも良い天気が続いた関係で作業も順調だと思います。今日は昨日と一転して寒い日となるそうですが、今後の天候に期待したいと思います。

それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に18番千葉委員、19番佐藤委員両名を指名します。会議書記には門脇補佐を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従 い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

局 長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時04分)

議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け したいと思っております。それでは日程 5 、報告に入りたいと思います。 事務局よりお願いします。

伊藤参事 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が10件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。相続による所有権の取得となっております。続きまして報告2、農地の転用事実に関する回答書についてです。申請箇所は角館町上菅沢。地目が田で変更後の地目が宅地となっております。

地目変更の日付が昭和37年12月5日。先日の4月25日に担当委員と宅地になっている事を確認し法務局に回答しております。続きまして報告3、農地改良実施期間延長願についてです。改良農地は角館町小勝田前田。 当初の工期は平成25年9月10日から平成26年3月31日でしたが角館地区統合高校取付道路整備工事の残土搬出が冬期間休止となり、再開後の工期として農地改良の実施期間を平成25年9月10日から平成26年9月30日まで延長したいという届出でした。残土につきましては県の事業ですので一時的に置かせますが、最終的には計画どおり100㎝の盛土にします。以上です

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第19号、農地法 第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。 説明をお願いします。利害関係者の退席を求めます。(田村委員退席)整 理番号9番の説明をお願いします。

門脇補佐 案件について説明します。整理番号9番。農地の所在が西木町小山田字 林崎。経営規模拡大による有償移転の案件となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号 9 番について 7 番新山委員お願いします。

7番新山 隣接している田んぼを一枚田にするという話を譲渡人の父親と田村委員との間で話を進めていたが、譲渡人の父親が亡くなり、あまり時間を長くかけておけないということで今回合作地にするということで譲渡人より確認をとったため何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 現地報告が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。「なしの 声」

議 長 無いようでございますので、許可する事にご異議ございませんか。

「異議なしの声」

議長 異議なしと認めます。よって、許可する事に決定します。(田村委員 復席)

議 長 次に、整理番号9番を除き一括上程します。説明をお願いします。

門脇補佐

整理番号1番。農地の所在が田沢湖生保内字野中外。経営規模拡大に よる有償移転の案件となります。続きまして整理番号2番。農地の所在 が田沢湖生保内宮ノ前外、受贈による無償移転の案件となります。続き まして整理番号3番。農地の所在が角館町西長野中田外。受贈による無 償移転の案件となります。続きまして整理番号4番。農地の所在が角館 町蘭田南花園。受贈による無償移転の案件となります。続きまして整理 番号5番。農地の所在が角館町雷外。受贈による無償移転の案件となり ます。続きまして整理番号6番。農地の所在が西木町桧木内字吉田外。 経営規模拡大による有償移転の案件となります。続きまして整理番号で 番。農地の所在が西木町小山田字八津。経営規模拡大による有償移転の 案件となります。 続きまして整理番号8番。農地の所在が西木町小山田 字八津。経営規模拡大による有償移転の案件となります。続きまして整 理番号9番。農地の所在が西木町小山田字林崎。経営規模拡大による有 償移転の案件となります。続きまして整理番号10番。農地の所在が西 木町小渕野字小白川野外。受贈による無償移転の案件となります。続き まして整理番号11番。農地の所在が田沢湖生保内字下野外。経営規模 拡大による新規の賃貸借契約となります。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1、2、11番について6番倉橋委員お願いします。

6番倉橋 整理番号1番についてですが浅野ファームの下の両側ですが現在しっか

りと整地をしましてすぐに耕作できる状態ですので何ら問題ないと思います。 次に整理番号2番ですが30年ほど前に妹からの頼みで兄が所有していたが、元気なうちに妹に農地を返しておきたいということでした。また長男が再来年あたりに帰ってくるということで親戚等でしっかりと管理し、協力して耕作していくということを確認しておりますので何ら問題ないと思います。整理番号11番ですがアスパラを耕作するための農地ですので何ら問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。続きまして整理番号3、5番について、25番 辻委員より報告お願いします。

25番 辻 先ほどの説明の通り全て贈与でありますので、何ら問題ないと思います。

議長 続きまして整理番号4番について、16番山手委員ですが欠席しておりますがこれは贈与ですのでなんら問題はないと思います。次の整理番号6番について15番門脇委員よりお願いします。

15番門脇 説明いたします。譲渡人が高齢、また娘がいるのですが娘婿が事故に遭い長期療養中ということで維持管理が困難になったため隣接している親戚関係にある譲受人に売買するということに決まりました。5月6日に現地を見に行き周辺に何ら問題無いと確認してきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして整理番号7番8番について、21番 田村委員よりお願いします。

2 1番田村 説明いたします。整理番号 7番ですが譲渡人と譲受人は隣同士で除雪等の関係もあり家の前の田んぼを譲ってほしいということでの売買です。 何ら問題はないと思います。整理番号 8番ですが譲受人の車庫の横の農地を引き受けたいということでの売買です。これも身内、隣人関係なので差し支えは無いと思います。以上です。

りと整地をしましてすぐに耕作できる状態ですので何ら問題ないと思い 議 長 ありがとうございます。続きまして整理番号10番について、24番藤 ます。 次に整理番号2番ですが30年ほど前に妹からの頼みで兄が所 原委員ですが欠席ですがこれは生前一括贈与ですのでなんら問題はない 有していたが、元気なうちに妹に農地を返しておきたいということでし と思います。

議長現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第9号については、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第19号については許可することに 決定します。 (9時27分)

議 長 次に、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 内容について説明します。

(議案第20号、整理番号1番から3番を議案書をもとに朗読)

整理番号1番について、土地の所在が田沢湖梅沢字森腰。転用目的が一般個人住宅。転用理由は住宅を新築し、事業計画者、妻、父母、子供2人の計6人家族であるが、住宅が老朽化してきている事と、子供の成長とともに手狭になってきたことで、現住家屋の道路を挟んで向かい側に住宅を新築するため。続きまして整理番号2番。30年での賃貸借契約の案件です。土地の所在が角館町酉田。転用目的が調剤薬局。転用理由が市立角館総合病医院の移転新築(平成27年10月)に伴い、患者様の応需薬局及び地域における基幹薬局建設のため(永年転用)。続きまして整理番号3番。土地の所在が角館町酉田。転用目的、転用利用は整理番号2番と同じです。

議 長 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号1番について8番大山委員よりお願いします。

8番大山 現地確認をし、隣接地には十分空間があり、近隣の皆さんからも許可を 頂いておりますので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。続きまして整理番号2、3について23番佐藤 委員よりお願いします。

23番佐藤 説明いたします。代理人の高橋さんと助手と事務局伊藤参事の4人で現 地確認してきましたドライブスルーにするということで交通量等につい て少し心配しましたが農地に対しては用排水等については問題は無く隣 接地について同意を得ており特に支障等無い事を確認してきました。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

7番新山 整理番号2、3番ついて、転用の期間が永年となっております。また建物の賃貸借契約が20年、月額6,000円となっているがこれらの関係はどうなっているのか。それと農地の借り上げ代金が100万というのは事業費からいって相対的におかしい数字ではないか。また単年度のものなのか。

伊藤参事 転用に関しましては永年転用で、事業契約者と薬局の建物の賃貸借契約が20年、地権者と事業契約者との土地の貸付は30年でその後更新していくということでした。借り上げ代金と単年度のものかという内容のものについては後日詳しく確認致します。

議 長 他に質問ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第20号については許可相当とすることにご異

議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第20号については許可相当と決定します。 (9時39分)

議 長 次に、議案第21号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを 上程しますが、議長である私が利害関係者となっており退席することと なります。

議長には、農政委員長である山本委員へ交替しますが、ご異議ございませんか。

『異議無し』の声

2 7番羽川委員退席

22番山本 暫時、議長を務めさせて頂きます。円滑な議事進行にご協力をお願いします。

22番山本 それでは、議案第21号、整理番号7番について上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 議案第21号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成26年5月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

伊藤参事 整理番号 7 について説明致します。新規利用権設定の案件でございます。 農地の所在は田沢湖田沢字下モ田地区の合計 6 筆の 5 , 3 6 9 ㎡。登記 簿現況共に田。利用権を設定するのは東京都在住の堀川津ねさん。受け るのは田沢地区の羽川勇樹さん31歳。利用目的は水田として。期間は5年間。賃借料は10a当たり12,000円。年額64,428円となっております。以上です。

22番山本 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

22番山本 無いようですので、整理番号 7 番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

22番山本 異議無しと認めます。よって整理番号 7 番については適正と認めること に決定します。ここで、議長を交替します。

円滑な議事進行にご協力頂きありがとうございました。

27番羽川会長帰席 議事交替 山本委員→会長

議長を交替しました。次に、整理番号7番を除く案件を一括上程します。 説明をお願いします。

伊藤参事 内容について説明します。整理番号1番から3番までは所有権移転の案件でございます。整理番号1番。農地の所在が角館町川原字北沢地区の合計17筆。面積が24,371㎡。移転するのは公益社団法人秋田県農業公社。受けるのは角館町山谷川崎地区の黒澤高成さん62歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり186,462円の総額4,544,264円となっております。資金はJA資金で対応する計画でございます。続きまして整理番号2番。農地の所在が田沢湖刺巻字大道地区。登記簿現況共に田。合計8筆の8,994㎡。移転するのは田沢湖刺巻地区の佐藤吉孝さん62歳。受けるのは同じく刺巻地区の相原功さん59歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり344,

675円の総額3,100,00円となっております。資金はJA資金で対応する計画でございます。続きまして整理番号3番。農地の所在が角館町広久内徳右エ門川原地区。登記簿現況共に田。合計2筆の4,748㎡。移転するのは角館広久内地区の高村冨美夫さん77歳。受けるのは合資会社エコニコ農園。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり500,00円の総額2,374,000円となっております。資金は自己資金で対応する計画でございます。

続きまして整理番号4から7番までは新規の利用権を設定する案件でご ざいます。整理番号4番。農地の所在が田沢湖生保内字浮世坂地区の合 計3筆。面積が5,711㎡。貸付人は田沢湖生保内字水尻地区の髙橋 喜與司さん80歳。受けるのは農事組合法人グリーンたざわ湖。利用目 的は水田として。期間は3年間。賃借料は10 a 当たり11,500円 の年額65、676円となっております。続きまして整理番号5番。農 地の所在が田沢湖生保内字浮世坂地区の合計11筆。面積が15,54 7 ㎡。貸付人は田沢湖牛保内字浮世坂地区の難波辰雄さん61歳。受け るのは農事組合法人グリーンたざわ湖。利用目的は水田として。期間は 3年間。賃借料は10 a 当たり11,500円の年額178,790円 となっております。整理番号6番。農地の所在が角館町川原向田地区の 合計7筆。面積が13、023㎡。貸付人は角館町川原安久戸地区の大 澤昭子さん66歳。受けるのは西木町西明寺字堂村地区の江橋晃亮さん 62歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当た り16,000円の年額208,368円となっております。続きまし て整理番号7番ですが既に説明しておりますので次の説明をします。整 理番号8番からは再設定の案件でございます。利用調整会議でも問題無

いと承認を得ておりますので説明は割愛させていただきます。以上

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、この策定を適正と認めることに決定します。

議長 次に、議案第22号、下限面積の設定についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 議案第25号。下限面積の設定にて。下限面積の設定について審議を求める。平成25年5月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

伊藤参事 別冊資料をご覧ください。平成21年の農地法改正により、農業委員会が下限面積を設定することができるようになりました。また農業会議からも毎年協議する事と連絡を受けております。先日の農地専門委員会にて協議いたしましたが、現行の50aは変更しないということで総会へ上程しております。理由としては資料にも記載ありますが、農地法施行規則第20条第1項の適用ということで、2010農林業センサスで、管内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が全農家の約26パーセントであるためとなっております。地域別では旧角館町24.16パーセント、旧田沢湖町23.74パーセント、旧西木村31.62パーセントです。以上説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。農地専門委員長ご意見等ありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第22号については現行の50aを変更しない

ことにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第22号、下限面積については50 aに設定することに決定します。 (10時07分)

議 長 これで、予定議案が終了しました。

4番三浦

議 長 次に各推進委員から報告等がありましたらお願いします。共済さん、農 協さん、土地改良区さん、議会さんありませんか。

> H25年度の建物共済の支払い状況をご報告致します。組合全体では4 92棟で約1億6千万円の支払いがありました。当北部地区は角館地区 で24棟で約237万円、田沢湖地区で約4,435万円、西木地区では 3棟の約26万でした。災害別では火災が12件で約8.800万円と 一番多く、次に多いのが雪害で336棟で約5,060万円で、北部地 区では火災より雪害の方が多い結果となりました。ただ今回これら以外 にも被害申告がありましたが総合共済に加入していないため対象になら なかったということがありました。総合共済とは地震、台風、雪害など 火災保険だけでは対象にならないものも補償しているものです。また収 入減少保険ですが国から3億円の予算が付きましたが、民間の保険会社 にも広く入札をし、共済団体が収入減少保険を担うということになり、 今年から調査に入っております。保険の内容としまして現在は作物共済 は水稲共済と畑作共済と個別に分かれている共済で補償しておりますが、 収入減少共済では農家の全体の収入が減少した場合に共済金を支払うと いう保険となっておりますので水稲共済と二重に加入ということはでき ませんのでどちらかを選ぶということになります。もう4・5年頃から 運用が始まるとのことです。以上です。

- 11番黒澤 臨時議会は今日の新聞の通りです。農業委員は議会で現職立候補した人 もしない人も3年間は配属になりますので新しい議長により議会推薦と 議 長 以上をもちまして平成26年第7回仙北市農業委員会総会を閉会いたし いうことで出てくるとおもいますのでよろしくお願いします。
- 10番藤川 任期についてですが角館の草彅隆さんが農協推薦でなります。ただ仙北 市の場合は改選が12月ですが7月から農業委員になれるので6月で変 わるのか12月まで調整するのか検討しているところです。以上です。
- 議長にお願いしたいのは女性農業委員がいないのは仙北市とあと2町村 くらいということでした。是非そこのところも踏まえてアドバイス等し て下さい。
- 11番 黒 濹 質問に答えられるようにしっかりと新しい議長に伝えておきます。
- 議長 ご苦労かけますがよろしくお願いします。
- 23番佐藤 以前の市立角館病院転用の件ですがやはり価格が高すぎると思いますが その数字の根拠をお知らせ願いたい。
- 伊藤参事病院転用での農地の価格のですがこれは不動産鑑定士の調査により出た 数字でございます。価格が高騰しているのも確かで東北農政局との協議 で事業費について心配をされているところであります。現在補正を繰り 返しているところです。
- 長 次に、事務局より、協議、連絡事項がありますので、お願いします。
- 局 平成26年度県選出国会議員に対する要望事項と平成27年度農林関 係税制改正要望について今日現在まで委員の提案、報告はありませんで したのでお配りした事務局(案)を報告書として提出したいと考えてお ります。
- 議 長 委員の方から提案、報告がありませんでしたので事務局(案)として 農業会議へ報告することに異議ございませんでしょうか。

『異議無し』の声

ます。お疲れ様でした。(10時27分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成26年5月9日

署 名 員 18番

署 名 員 19番